

北本市高齢者福祉計画 2027・第10期介護保険事業計画策定支援業務 公募型プロポーザル実施要領

本事業は、老人福祉法第20条の8、共生社会の実現を推進するための認知症基本法第13条及び介護保険法第117条の規定に基づく市町村老人福祉計画、市町村認知症施策推進計画及び市町村介護保険事業計画の一体的な策定並びに計画策定のための支援業務を委託するもの。業者選定にあたっては、関係法令、国の通知・指針等の理解度、実態把握等における手法の創造性、経験や実績により培われた企画・提案力、本市の実態や計画策定委員会が出された意見等に対し円滑に策定業務が進められる業務体制等を総合的に判断するため、本業務に関し提案を求め、最も優れた者を選定するため、公募型プロポーザルを実施する。本要領は、これに必要な事項を定める。

1 業務名

北本市高齢者福祉計画 2027・第10期介護保険事業計画策定支援業務

2 業務内容

仕様書のとおり

3 提案上限額

総額 8,056,000 円（消費税等込み）及び各年度の内訳額をそれぞれ上限とする。

（内訳）令和7年度： 4,171,000 円

令和8年度： 3,885,000 円

4 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

5 参加資格要件

実施要領の公表時点から契約の締結時点までにおいて、次のいずれにも該当する者とする。

- (1) 本市の物品納入等競争入札参加資格を有している（名簿に登載がある）こと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全である者でないこと。

- (3) 北本市の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成20年北本市告示第39号）の規定に基づく入札参加停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 北本市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成30年告示第269号）に基づく指名除外の措置を受けていない者であること。

6 参加申込方法

本件プロポーザルへの参加を希望する者は、以下のとおり関係書類を期限内に提出すること。

(1) 提出書類

ア 参加表明書及び誓約書（様式1）	1部
イ 会社概要書及び会社概要パンフレット（様式2）	1部
ウ 参加資格確認書（様式3）	1部
エ 業務実績書（様式4）	1部
オ 企画提案書（任意様式）	原本1部 及び副本（提案者名なし）10部
カ 見積書（任意様式）	原本1部

(2) 提出方法

(1)の書類を下記のとおり電子メール、持参、郵便もしくは宅配便により提出すること。電子メールの場合、件名は「【プロポーザル参加申し込み】北本市高齢者福祉計画2027・第10期介護保険事業計画策定支援業務委託」とし、到着確認を行うこと。持参の場合は、事前に電話連絡のうえ提出すること。郵便もしくは宅配便の場合は、提出期限内必着とし、到着確認を行うこと。

ア 提出期限 令和7年5月22日（木）17時

イ 提出場所 「11 事務局」のとおり

(3) 企画提案書及び見積書について

ア 企画提案書

以下の点に留意の上作成すること。

(ア) 書式

- a 表紙をつけること。なお、原本の表紙にはタイトル及び提案者名を記入し、副本には提案者名、ロゴなど提案者を連想させる事項はできる限りマスキングすること。
- b A4縦、両面印刷で10枚以内（表紙及び目次を除く）に収めること。
- c モノクロ・カラーの別は問わない。
- d 仕上げは左辺綴じとし、レール式クリアホルダーに綴じること。
- e 文字の大きさは11ポイント以上で作成すること。図や表中の文字はこの限りではないが、見やすい大きさで作成すること。

(イ) 内容

以下の項目に沿って記載すること。

a 業務体制、業務責任者のプロフィール等

業務責任者、担当者及び補助者として予定する者の氏名、担当分野、従事者の計画策定に関する業務実績、本業務における役割及び連絡体制等は必ず記載すること。

b 企画提案事項

以下の点について提案すること。

(a) アンケート調査の作成・実施・集計・分析

- ・アンケート調査や統計データに基づく課題の現状分析と手法の提案、課題整理の方針、今後の有効な施策展開に向けた調査の実施内容
- ・本市内の日常生活圏域ごとの特徴（人口構成等）により、地域ニーズが異なることも予想されるため、今後の施策展開に繋げられるような調査の工夫
- ・介護離職防止の観点等から、主たる介護者世代たる2号被保険者への意識調査として効果的と考えられる質問項目の例示
- ・自立支援、重度化防止の視点から効果的と考えられる質問項目の例示
- ・在宅医療・介護及び認知症施策の需要が増大することを踏まえ、本市の資源等の実情を考慮した施策展開に繋げられるような調査の工夫と分析
- ・個人情報保護対策の方法

(b) 第10期介護保険事業計画において特に重視すべき視点

(c) 計画の進行管理

- ・庁内各部署や関係団体等との課題共有のための有効な手法、事例
- ・進行管理を行うための有効な指標設定の事例
- ・介護、医療関係者等専門職への効果的な意見聴取方法

(d) 市民からの問い合わせに対する体制

c 業務フロー

d 主な作業項目と業務遂行スケジュール

e その他アピールポイント

イ 見積書

人件費、間接経費等の積算根拠を明示した内訳明細を添付し、年度ごとに作成すること。

7 審査方法等

(1) 審査方法

本業務に関する委託業者選定委員会を設置し、提出された企画提案書等及びプレゼンテーションをもって審査する。ただし、応募が4者以上の場合については、事前審査を

実施し、上位３者となった者についてプレゼンテーション審査を実施する。なお、参加事業者が１者の場合はプレゼンテーション審査を行わず、企画提案書等をもって審査する。

(2) 審査項目・審査基準等

審査項目・審査基準については別表のとおりとする。企画技術評価点は、各委員が各評価項目について提案内容等を評価し、委員の採点数の平均値（小数点以下第３位を四捨五入し、小数点第２位止めとする。）とする。

(3) プレゼンテーション等について

ア 日 程 令和７年６月３日（火）（予定）

※日時は変更する可能性があるため、プレゼンテーション実施対象者には、確定後、個別に通知するものとする。

イ 会 場 北本市役所（予定）

ウ 出席者 １者３名以内

※本業務に係る業務責任者となる予定の者は、必ずプレゼンテーションに参加すること。

エ 発表時間 １者あたり３０分程度

（ア）プレゼンテーション（２０分以内）

（イ）質疑応答（１０分程度）

オ その他 （ア）本市で準備したプロジェクター及びモニターを使用することができる。なお、プロジェクター接続は、HDMI もしくはタイプＣ接続となる。

（イ）プレゼンテーション時における追加資料の配布は不可とする。

なお、使用する資料は、提案者名、ロゴなど、当該企画提案者を連想させる事項の記載のないものとする。

（ウ）プレゼンテーションに参加できない場合は、選定の対象から除外する。

（エ）プレゼンテーションは非公開とする。

(4) 受注者の決定

評価点が最も高い者を第一交渉権者とし、協議の上、契約を締結する。次に評価点の高いものを次点交渉権者とし、第一交渉権者と契約に至らなかった際は、次点の者と協議の上、契約を締結する。

(5) その他

ア 審査は非公開とする。

イ 参加事業者は、審査の結果について異議を申し立てることができない。

8 審査結果等

(1) 審査結果

参加事業者数が４者以上であった場合における事務局による事前審査の結果については、個別に電子メールにて通知する。

最終審査結果は、結果通知書によりプレゼンテーション参加者全員に通知するとともに、市のホームページにより公表する。

(2) 失格

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

ア 本実施要領に定められた参加資格要件を満たさないとき。

イ 本実施要領に定められた提出方法によらず企画提案書が提出されたとき。

ウ 本実施要領に定められた提出期限までに企画提案書が提出されなかったとき。

エ 本実施要領に定められたプレゼンテーションに参加できなかったとき。

オ 本実施要領に定められた予算上限を超えた提案が提出されたとき

カ 本実施要領により提出を求められた諸様式について、記載すべき事項が記載されていないとき。

キ 本実施要領により提出を求められた諸様式について、虚偽の内容が記載されていることが判明したとき。

ク 企画提案手続きにおいて、不正行為が行われたことが判明したとき。

ケ その他本事業の実施にふさわしくない行為が行われたとき。

(3) その他

参加を辞退する場合は、契約の相手方が決定するまでに、辞退届（任意様式）を提出すること。

なお、辞退した者については、以後の入札参加資格等に関し、これを理由とする不利益な取り扱いを受けるものではない。

9 スケジュール

本件プロポーザルに係るスケジュールは以下のとおりとする。

内 容	日 時
公募の開始	令和７年５月 ７日（水）
質問書の提出期限	令和７年５月１４日（水）１７時
質問書に対する回答	令和７年５月１５日（木）
参加申込期限	令和７年５月２２日（木）１７時
プレゼンテーション実施（予定）	令和７年６月 ３日（火）
選定結果の通知	令和７年６月 ９日（月）
契約締結日	令和７年６月中旬

10 質問・回答

(1) 質問書の提出

ア 提出期限 令和７年５月１４日（水）１７時

イ 提出場所 「11 事務局」のとおり

ウ 様 式 質問書（様式5）

エ 提出方法 上記ウを電子メール（容量2MB以内）にて提出すること。また、電子メール送信後は、電話にて到着確認を必ず行うこと。なお、電子メールの件名は「北本市高齢者福祉計画2027・第10期介護保険事業計画策定支援業務に関する質問」とし、本文には提案事業者名・担当者・連絡先を必ず記載して送信すること。

(2) 質問に対する回答

ア 回答期限 令和7年5月15日（木）

イ 回答方法 質問に対する回答は、原則として本市ホームページに質問者匿名で掲載する方法とする。なお、質問に対する回答は、本要領及び仕様書の追加または修正とみなす。

11 事務局

本業務に関する事務局（書類提出先及び問合せ先）は、下記のとおりとする。

北本市福祉部高齢介護課高齢者福祉担当

〒364-8633

北本市本町1丁目111番地

電 話：048-594-5539

E-mail：a03200@city.kitamoto.lg.jp

12 その他

(1) 本件に係る書類の提出をもって、下記について承諾したものとみなす。

ア 提案事業者は、1者につき1つの提案しか行うことができない。

イ 提案の参加等に要する一切の経費は、提案事業者の負担とする。

ウ 提出書類の著作権は提案事業者に帰属する。ただし、北本市が本件の報告、説明、公表等に必要な場合は、提出書類等の内容を無償で都度断ることなく使用できるものとする。

エ 本件に係る情報公開請求または議会・議員からの資料要求があった場合は、北本市情報公開条例に基づき、原則として提出書類等を開示するものとする。

オ 提案書等の内容をそのまま採用して事業の実施を行うものではない。

カ 提出書類等は一切返却しない。なお、提出された書類は本プロポーザル選考以外の用途には使用しない。

キ 契約は提案内容に準拠して行う予定だが、業務委託候補者と協議の上、変更する場合もある。

ク 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国内の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、

維持管理手法等を用いた結果、生じた事象に係る責任は、提案事業者が負うこととする。

ケ 参加に関して使用する言語は日本語、単位は計量法（平成４年法律第５１号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

コ 提案に関する提出書類の変更、差し替え又は再提出は認めない。ただし、本市が認めた場合はこの限りでない。